

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

（届出書の作成）

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

（連携事項）

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

（派遣に係る要請等）

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

（定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

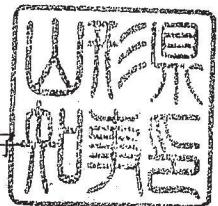
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 上山市金谷字金谷神927-5
山形県精神保健福祉士会
会長 那須 裕博

